

鳥取縣公報

告示

昭和二十六年五月二十九日 火曜日 第二千二百十三号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

可した。

昭和二十六年五月二十九日

◇鳥取縣告示第二百四十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条
第二項の規定による児童福祉施設として次のように認可した。

昭和二十六年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

施設種別	経営主体	施設の名称	施設の長氏名	所在地	定員	年月日	認可
保育所	東郷町	東郷松崎	東郷松崎第一保育所	東郷松崎	四十一名	昭和二十六年三月一日	可
	松崎町	岡本敏義			五名		

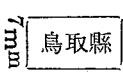
◇鳥取縣告示第二百四十二号
砂糖登録卸売業者用購入通帳の都道府県庁認印欄になつ
印する認印を次の通り定めた。

昭和二十六年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第二百四十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条
第二項の規定による児童福祉施設として次のように認可



10mm

00930

△鳥取縣告示第二百四十三号

建築基準法施行細則（昭和二十五年十二月鳥取県規則第八十七号）第十二条の規定により次の通り道路の位置を廃止した。

昭和二十六年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、申請人の住所氏名 鳥取市今町一丁目一竹内熙佐男

一、廃止場所 鳥取市今町一丁目一番地、二番地

一、道路の延長 三三メートル

一、道路の巾員 四メートル

一、面 省署

△鳥取縣告示第二百四十四号

建築基準法施行規則（昭和二十五年十一月十六日建設省令第四号）第七條の規定により次の通り道路の位置を指定した。

昭和二十六年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、面 省署

二、会場
昭和二十六年七月一日より同年七月七日まで毎日午前八時三十分より午後四時三十分まで

教育委員會告示

△鳥取縣教育委員會告示第十四号

昭和二十七年度使用教科書展示会を次の通り開催する。

昭和二十六年五月二十六日

鳥取県教育委員會

一、開催の日時

昭和二十六年七月一日より同年七月七日まで毎日午前八時三十分より午後四時三十分まで

二、会場

教科書の種別	会場所在地	会場
小学校用	鳥取市吉方町	日進小学校
岩美郡本庄村	本庄	"
八頭郡郡家町	育英	"
丹比村	丹比	"
用ヶ瀬町	用ヶ瀬	"
氣高郡湖山村	湖山	八頭郡郡家町
浜村町	浜村	用ヶ瀬町
東伯郡倉吉町	成徳	三角
東伯郡倉吉町	由良町	湖東
米子市久米町	日野根雨町	浜村
西伯郡淀江町	日下	東
米子市久米町	日野上村	綠ヶ丘
県立図書館米子分館	日野上	米子市久米町
鳥取市元鑄物師町	日野上	県立図書館米子分館
西中学校	日野上	鳥取市元鑄物師町
法勝寺村	日野上	西中学校
中浜村	日野上	鳥取市元鑄物師町
中浜	日野上	西中学校
日野郡根雨町	日野上	鳥取市元鑄物師町
日野上村	日野上	鳥取市元鑄物師町
日野上	日野上	鳥取市元鑄物師町
中学校用	鳥取市元鑄物師町	鳥取市元鑄物師町
中学校	鳥取市元鑄物師町	鳥取市元鑄物師町

△鳥取縣公安委員會告示第四号

風俗営業取締法施行條例（昭和二十三年鳥取県條例第五十五号）第二十二条第三号の規定による團体を次の通り

00932

認定する。

昭和二十六年五月二十九日

鳥取県公安局委員会

正誤

昭和二十六年五月二十七日鳥取県公報号外鳥取県條例第三二五号中誤植あるつて次のとく。三丁三一。

三十五号中誤植があるのを次のよきに訂正する

一 上 六

昭和二十六年五月二十九日印刷
昭和二十六年五月二十九日發行
鳥取縣報
(昭和四年四月十五日創刊)
(第三種郵便物認可)
行鳥取縣鳥取市東町
鳥取者鳥取縣鳥取市東町
印刷所鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣